

書籍の電話勧誘



高齢者が高額な書籍や雑誌を電話で勧誘され、高額な請求をされたという苦情があります。

【事例 1】

亡き夫が生前、皇室の写真集や書籍を購入したことがある業者から夫あてに電話が入った。夫は亡くなったことを伝えたところ、「皇室の本」の購入を勧められ承諾した。価格についての説明もされなかった。2日後に書籍が届いたが、その中に48000円の請求書が入っていた。こんなに高いとは思わなかった。支払いが大変なので解約したい。

【事例 2】

夫あてに知らない業者から電話がかかってきた。「書籍を購入してほしい」と勧誘されたが、あいまいな返事をしたところ数日後に3冊入り書籍が送られてきて価格は30000円と書かれていた。中には書籍の出版趣旨や代金送金方法などが書かれた挨拶状と30000円の振込用紙が同封されていてびっくりした。どうしたらよいか。

【対応】

電話勧誘販売にはクーリング・オフ制度の適用があります。2事例とも法律に定められた契約書面が交付されていなかったため、クーリング・オフを主張しました。



アドバイス

- 電話で勧誘を受けた時は契約内容をしっかり聞きましょう。
- 必要ないときはあいまいな返事をせず、はっきり断りましょう。
- 一度購入したらその後も勧誘されるようです。契約は慎重にしましょう。
- 「契約してしまった」とか「商品が届いてしまった」など困ったときは、消費生活センターにご相談ください。